

厚木市文化芸術振興条例運用状況に  
対する意見書（案）

【対象年度：令和 6 年度】

厚木市文化芸術振興委員会

# 厚木市文化芸術振興条例 運用状況に対する意見

【対象年度：令和6年度】

## 第5条 文化芸術団体の役割

第5条 文化芸術団体は、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、当該活動の充実に資するよう努めるものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・各団体とも様々な事業を開催し、文化芸術活動の推進が図られている。</li><li>・文化芸術団体との連携・支援も着実に実施されており、評価できる。特に市民協働による文化芸術活動の推進は、地域社会の活性化につながっていると思われる。</li><li>・今後は、各団体が抱える運営面の課題に対し、より踏み込んだ支援策の検討を期待する。</li></ul>

## 第6条 基本計画

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2次文化芸術振興計画に基づき、各種施策・事業が着実に実施されている点を評価する。</li><li>・計画の進行にあたっては、社会情勢の変化や市民の新たなニーズを的確に捉え、必要に応じて柔軟な見直しが行われることを期待する。</li><li>・基本計画が、4つの基本方針、14の基本施策、102の事業に展開され、それらが文化芸術振興条例と紐づけられて体系化されており分かりやすい構成となっている。</li></ul>

## 第7条 文化芸術の継承等

第7条 市は、文化芸術の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の後継者の育成の支援その他の文化芸術が適切に保存され、又は活用されるために必要な施策を講ずるものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・郷土文化の継承・保存・活用に関する事業が複数展開されており、高く評価したい。</li><li>・郷土文化の認識を深める活動は積極的に行われており、成果も出ているが、市民に伝わる力が少ないので今後の課題だと思われる。広く事業の周知をする必要がある。</li><li>・次世代への継承を目的とした取組は重要であり、学校教育の場との連携をさらに強化し、子どもたちが郷土文化に触れる機会の充実を期待する。</li></ul>

## 第8条 市の自然等をいかした文化芸術の創造

第8条 市は、特色ある文化芸術の創造を図るため、本市の豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかした取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・豊かな自然環境をいかした文化芸術の推進は、本市の魅力向上に不可欠である。関連事業は実施されているものの、まだ限定的との印象を受ける。市の自然資源と文化芸術を結びつける、より独創的で象徴的な事業の創出に期待したい。</li><li>・目標指標を大きく上回る事業もあった一方、達成できていない事業もあるため、事業の周知や催し物の工夫などに努められたい。</li><li>・例年実施の事業についても、更なる活性化や思い切った見直しなどメリハリをつけた活動が望ましい。</li></ul>

## 第9条 創造的活動を行う者等の育成の支援

第9条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、それを支える活動を行う者等の育成を図るための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業数が最も多い条項で担当部署も多く多彩な事業が展開されており、評価も高い。活動を行う者の育成は重要なテーマであり今後も事業強化に期待したい。</li><li>・担い手の発掘・育成・支援に関して、多様な支援が提供されている。今後は、若手芸術家や新たな分野で活動する担い手が市内に定着し、継続的に活動できるような環境整備に、より一層注力されることを期待する。</li><li>・市民参加の事業が展開されている、又は、その支援協力が多く行われており、今後も継続できることが望ましい。</li><li>・今のニーズに沿った創造性のある意見や見識を求め、その育成、支援が大事だと思う。</li></ul>

## 第10条 市民の鑑賞等の機会の充実

第10条 市は、市民が文化芸術を鑑賞し、又は市民自らが文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図るため、文化芸術に関する公演、展示等の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民が文化芸術に親しむ機会の提供は、計画の根幹であり、数多くの事業を通じて着実に成果を上げている。今後は、デジタル技術も活用し、時間や場所の制約を超えて文化芸術を鑑賞できる機会を拡充するなど、新たな鑑賞体験の創出にも期待したい。</li><li>・イベントの開催は天候などの影響を受ける部分はあるが、全般的に積極的に活動し、成果を上げていると思える。</li><li>・幅広い世代の方の参加を促すため、更に事業内容や周知方法の検討をお願いしたい。</li></ul>

## 第11条 文化芸術に関する情報の収集及び発信

第11条 市は、文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体と協働してその情報を市内外に発信することにより、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報発信は強化されていると感じる一方、情報がまだ十分に届いていない市民層も想定されるため、SNS等、多様な媒体をさらに活用し、情報が各所に点在しないよう集約・整理して発信するなど、さらなる工夫を期待する。</li><li>・映像メディア、SNS、デジタルサイネージの活用は幅広い世代への情報発信や交流に役に立つものであり、今後ますますの強化を期待したい。</li><li>・インターネット等での情報収集が普通になっているが、情報機器を使えない人にも使いやすい情報媒体も継続する必要があると思う。</li></ul>

## 第12条 文化芸術振興委員会

第12条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化芸術振興委員会については、条例に基づき順調に運用されている。</li><li>・関連条例の運用状況については、詳細の報告が行われ、ホームページでも十分周知されており、委員会が点検・評価し意見を述べるという市民参加の仕組みが適切に機能していることを評価する。</li></ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・市民の意見を文化行政に反映させる重要な条文であり、引き続き着実な運用を期待する。</li><li>・昨年度は、会議後、意見書を提出したが、その後の活動は行われなかった。</li></ul> |
|--|---|

## 第13条 評価等

<p>第13条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。</p>
--

※今年度は評価対象年度外

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
委員からの意見	